

## 第5章

### 県・市町村職員行動手順



## ■職員行動手順とは

大規模地震による発災時には職員の被災等により、都市計画担当者が業務を行える環境にない場合が想定される。そのような状況でも、円滑に震災復興都市計画の手続きを進めていくことが出来るよう、決定手続きに必要な時系列に沿った具体的な行動手順を整備しておく必要がある。

職員行動手順として、被災直後の応急対策を経て、地区の復興まちづくり計画が完成するまでの間（約 6 カ月）における震災復興都市計画に関わる県及び市町村職員の情報連絡系統や行動手順等について記載する。

なお、この前提として、高知県では「高知県地域防災計画」に示されている災害応急対策、災害復旧・復興対策に沿った取組とともに、「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」に示されている応急対策業務に沿った取組を実施する。

### 【行動原則】

#### 災害対応の基本姿勢

- ◎職員の安全を確保しつつ、全庁を上げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎原則、通常業務はすべて停止する
- ◎発災後 3 日までは人命救助に関する業務を最優先する

なお、危機管理の一般的な考え方として「プロアクティブの原則」というのがある。これも参考として行動すること。

#### プロアクティブの原則

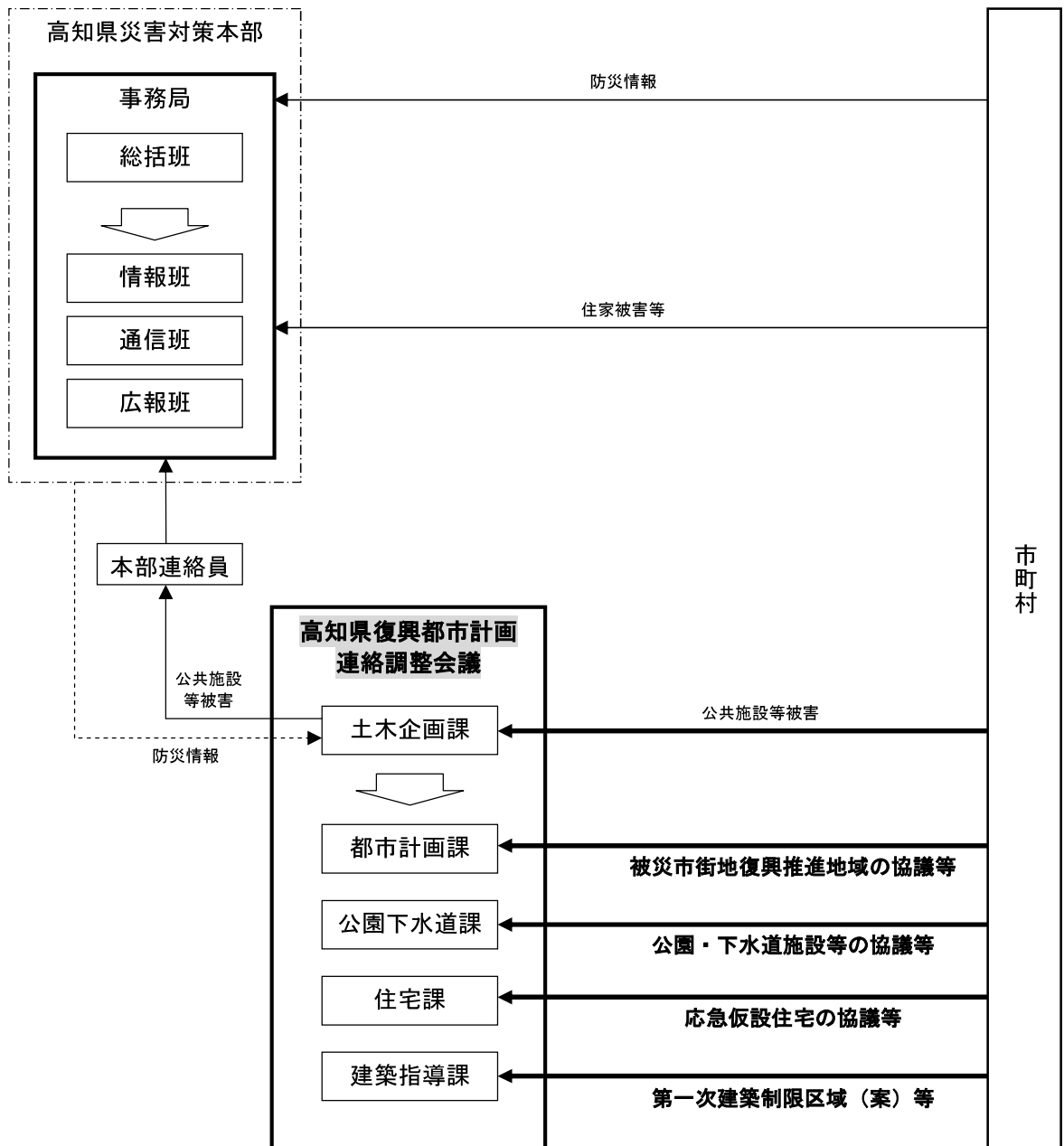
- ①疑わしいときは行動せよ
- ②最悪の事態を想定して行動せよ
- ③空振りには許されるが見逃しは許されない

出典：高知県 「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」 H25. 6. 28

また、市町村においても各市町村の地域防災計画に沿った取組を実施する。

## （１）情報連絡系統

被害状況等に関する情報収集伝達網は、被災直後の情報連絡系統を示したものである。



注) 上図は、高知県復興都市計画連絡調整会議と震災復興都市計画の決定手続きに関係のある情報の収集伝達系統を整理したものである。

図 5 - 1 情報収集伝達網

表 5-1 市町村の都市計画担当部局

区域	市町村名		住所	課室名 班・係名	TEL	FAX	行政防災 無線	代表メールアドレス
高知 広域	高知市		〒780-8571 本町5-1-45	都市計画課 都市計画担当	088- 823-9465	088- 823-9454		kc-170200@city.kochi.lg.jp
	南国市		〒783-8501 大塚甲2301	都市整備課 建築都計係	088- 880-6558	088- 863-1167	77-403-1360	n-toshiseibi@city.nankoku.lg.jp
	香美市		〒782-8501 土佐山田町宝町1-2-1	建設課 都市計画班	0887- 53-3119	0887- 53-1389	77-410-615	kensetsu@city.kami.lg.jp
	いの町		〒781-2192 1700-1	土木課 都市計画係	088- 893-1116	088- 893-1440	422-614	doboku@town.ino.kochi.jp
東洋	東洋町		〒781-7414 生見758-3	産業建設課	0887- 29-3395	0887- 29-3825	411-612	sanken@town.toyo.kochi.jp
室戸	室戸市		〒781-7185 浮津25-1	建設課 土木班	0887- 22-5123	0887- 22-1120	401-614	mr-011000@city.muroto.lg.jp
安芸	安芸市		〒784-8501 矢ノ丸1-4-40	建設課 自動車道推進室	0887- 35-1014	0887- 35-4445	7-402-612 7-402-1297	kensetu@city.aki.kochi.jp
香南	香南市	香我美 庁舎	〒781-5452 香我美町下分646	建設課 都市計画係	0887- 57-7518	0887- 57-7526	409-619	kensetsu@city.kochi-konan.lg.jp
本山	本山町		〒781-3692 本山504	建設課 建設班	0887- 76-3917	0887- 76-2943	418-611	kensetsu@town.motoyamakochi.jp
	土佐町		〒781-3492 土居194	総務企画課 企画財政係	0887- 82-0480	0887- 82-2681	420-619	tosat-20@town.tosa.kochi.jp
土佐	土佐市		〒781-1192 高岡町甲2017-1	都市環境課 都市計画公園班	088- 852-7692	088- 852-7671	404-613	tosikan@city.tosa.lg.jp
佐川	佐川町		〒789-1292 甲1650-2	産業建設課 技術監理係	0889- 22-7712	0889- 22-4950	425-616	sk07010@town.sakawa.lg.jp
越知	越知町		〒781-1301 越知甲1970	建設課 公共土木係	0889- 26-1113	0889- 26-1168	426-614	kensetu@town.ochi.kochi.jp
須崎	須崎市		〒785-8601 山手町1-7	建設課 都市計画係	0889- 42-1196	0889- 40-0118	7-405-613	tokei1@city.susaki.kochi.jp
中土佐	中土佐町		〒789-1301 久礼6602-2	企画課 総合企画係	0889- 52-2365	0889- 52-4511	424-612	kikaku@town.nakatosa.lg.jp
窪川	四万十町		〒786-8501 琴平町16-17	建設課	0880- 22-3120	0880- 22-5040	430-619	109000@town.shimanto.lg.jp
幡東	黒潮町	本庁	〒789-1992 入野2019-1	まちづくり課 都市計画係	0880- 43-2115	0880- 43-2123	433-1116	machidukuri@town.kuroshio.lg.jp
		佐賀 支所	〒789-1795 佐賀1092-1	建設課 土木係	0880- 55-3700	0880- 55-3850		kensetsu@town.kuroshio.lg.jp
中村	四万十市		〒787-8501 中村大橋通4-10	まちづくり課 計画調査係	0880- 34-1826	0880- 34-0381	77-408-612	keikaku@city.shimanto.lg.jp
清土 水佐	土佐清水市		〒787-0392 天神町11-2	まちづくり対策課 都市整備係	0880- 82-1157	0880- 82-1135	77-407-612	machidukuri@city.tosashimizu.kochi.jp
宿毛	宿毛市		〒788-8686 桜町2-1	都市建設課 都市計画係	0880- 63-1120	0880- 63-0174	77-406-611	kensetu@city.sukumo.kochi.jp

## (2) 都市計画関係職員の行動手順

都市計画関係職員の行動手順については、被災後の時間的・人的な制約が顕在化すると考えられる発災から6カ月までの行動手順を中心に整理する。

### 【県・市町村全体行動計画】

特定行政庁（県）の場合

行動計画		市町村	県	
発災後7日以内	初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況調査等</li> <li>災害対策本部等から被災情報等の収集</li> <li>都市計画審議会委員の安全確認〔県と協働〕</li> <li>都市計画審議会の開催準備〔県と協働〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び災害対策本部等から収集した都市被害概況の取りまとめ</li> <li>被害に関する国との連絡調整、市街地復興に関する協議</li> <li>市町村へ第一次建築制限の指定に向けた詳細調査の相談・支援</li> <li>応急仮設住宅供給計画との連携、調整</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査</li> <li>現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害概況図の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村間の広域的調整</li> <li>事業導入を念頭に置いた建築制限区域に係る市町村相談</li> <li>県内建築制限状況の取りまとめ（特定行政庁分含）</li> <li>国との調整、市街地復興に関する協議</li> </ul>	
発災後1カ月以内	第一次建築制限区域（案）の申出	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興地区区分の検討</li> <li>第一次建築制限（案）の申出・連絡調整〔県と協働〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県復興都市計画連絡調整会議の設置</li> <li>都市復興基本方針の策定・公表（高知県復興方針の一部を構成）</li> <li>都市復興基本方針の記者発表</li> </ul>	
		都市復興基本方針の策定・公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次建築制限区域の指定</li> <li>第一次建築制限区域の市町村への通知</li> <li>住民、建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知</li> <li>第一次建築制限の相談窓口の設置、第一次建築制限の記者発表</li> </ul>
	第一次建築制限区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への周知（避難所等へ配布）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地復興に係る市町村相談</li> <li>国との連絡調整、市街地復興の協議</li> <li>災害公営住宅建設計画との連携、調整</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の被害認定調査、現地目視調査〔詳細〕</li> <li>現地目視調査〔詳細〕票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成</li> <li>復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県復興都市計画連絡調整会議の設置</li> <li>都市復興基本計画（骨子案）の策定・公表</li> <li>復興計画（骨子案）の策定に係る市町村相談</li> <li>市町村間の広域的調整</li> <li>都市復興基本計画（骨子案）の記者発表</li> </ul>
発災後2カ月以内	「または災害危険区域による制限」 第二次建築制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画決定</li> <li>住民等への周知（避難所等へ配布）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村間の広域的調整</li> <li>県内建築制限状況の取りまとめ（特定行政庁分含）</li> <li>建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次建築制限区域（被災市街地復興推進地域）の事前協議〔県と協働〕</li> <li>復興計画（骨子案）の策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県復興都市計画連絡調整会議の設置</li> <li>都市復興基本計画（骨子案）の策定・公表</li> <li>都市復興基本計画（骨子案）の記者発表</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害危険区域の指定（または移転促進区域の設定）</li> <li>住民等への周知（避難所等へ配布）</li> </ul>		
発災後6カ月を目途	地区（≡市町村復興計画）の復興まちづくり計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別の復興手法、復興スケジュールの策定</li> <li>住民等との合意形成</li> <li>地区の復興まちづくり計画の策定（市町村復興計画の一部を構成）</li> <li>住民等への周知（避難所等へ配布）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県復興都市計画連絡調整会議の設置</li> <li>都市復興基本計画の策定・公表（高知県復興計画の一部を構成）</li> <li>都市復興基本計画の記者発表</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議〔県と協働〕</li> <li>復興都市計画事業の都市計画決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談</li> <li>市町村間の広域的調整</li> <li>防災集団移転促進事業の計画策定に係る市町村相談</li> <li>市町村間の広域的調整</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災集団移転促進事業計画の作成</li> </ul>		

※：アンダーラインの項目は、行動手順（P126～128）に記載

表 5-2 高知県都市計画課の応急対策業務（参考）

## 【応急業務】

優先順位	応急対策活動項目	第 1 フェーズ (6 時間以内)	第 2 フェーズ (72 時間以内)	第 3 フェーズ (2 週間以内)	第 4 フェーズ (1 月以内)
1	初動対応	職員の安全確保、職員の安否確認	課の参集状況を確認、配備体制を確保、職員の執務環境の整備		
2	所管事業個所に関する状況確認		都市計画事業施行個所の被災状況についての情報収集		
3	被災状況に関する情報収集		被害情報の収集		
4	支援実施の決定並びに被災宅地危険度判定支援係の設置		被災宅地危険度判定支援係の設置		
5	県民に実施の広報		報道機関を通じた判定活動の広報		
6	支援実施計画の修正		派遣人数、期間など市町村の情報による想定 の修正		
7	他の都道府県、国への支援要		他県・国への支援要請		
8	課内活動の進捗把握・調整・報告		活動状況を把握し調整を図り、主管課へ報告		
9	都市施設等の被災状況の把握及び概況報告		都市施設の被害状況の把握	都市施設の災害状況について、国への概況報告	
10	市街地内の土砂堆積状況の把握及び概況報告		市街地内の土砂堆積による被害状況の把握	土砂堆積による被害状況について、国への概況報告	
11	県事業の被災個所について応急復旧工事の実施			施行中である県事業の被災個所の応急復旧工事	
12	宅地判定士、判定調整員の招集、派遣及び調整			宅地判定士、調整員の招集、派遣、調整	
13	報道機関等への提供情報の作成			判定実施の状況についての広報	
14	家屋被害状況調査			市町村の実施する被災市街地の家屋被害状況調査への支援、調査結果を集計し、県全体の被害状況の把握	
15	公共施設等被害状況把握及び把握支援			市町村の実施する被災市街地の公共施設等被害状況調査への支援、調査結果を集計し、県全体の被害状況の把握	
16	応急復旧の対策の状況把握			復旧に支障となる被災個所などの対策状況の把握	
17	建築基準法第 84 条に基づく建築制限及び制限支援			建築制限区域の指定	
18	都市施設等の被災状況の把握及び文書報告				都市施設等の被災状況について、国への災害報告
19	市街地内の土砂堆積状況の把握及び文書報告				土砂堆積による被害状況について、国への災害報告
20	都市復興基本方針の策定支援				復興基本方針策定等への市町支援
21	都市復興対象地区の設定支援				復興対象地区の設定についての市町支援
22	都市復興基本計画の策定支援				復興基本計画策定への市町支援
23	活動支援状況のとりまとめ				活動支援状況の取りまとめ

## 【優先する通常業務】

優先順位	応急対策活動項目	復旧目標レベル	復旧フェーズ
1	庶務・経理に関する業務	契約事務、支払い事務の実施	第 4 フェーズ
2	都市計画法第 29 条開発許可等に関する業務	開発許可の実施	第 4 フェーズ
3	都市計画法第 43 条建築許可等に関する業務	建築許可の実施	第 4 フェーズ
4	都市計画法第 53 条の建築許可に関する業務	建築許可の実施	第 4 フェーズ
5	屋外広告物の規制及び指導に関する業務	屋外広告物許可申請の許可	第 4 フェーズ
6	駐車場法に関する業務	駐車場法に関する届出の受理	第 4 フェーズ

出典：高知県「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 H25. 6」

高知県土木部都市計画課  
 TEL:088-823-9846(計画担当直通)、(72-9846:防災行政無線)  
 FAX:088-823-9349、(72-9349:防災行政無線)  
 MAIL: 171701@kon.prof.kochi.lg.jp

**県・市町村職員行動手順票(発災後1カ月以内)**

市町村名

発災日時	名称	被災の概要
平成 年 月 日 ( ) 時 分		

特定行政庁(県)の場合

<b>第一次建築制限</b>	発災後1カ月以内に、建築基準法第84条に基づく建築行為等の制限、都市復興基本方針の公表を行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	<input type="checkbox"/> 密集市街地カルテ、 <input type="checkbox"/> 基盤整備状況の資料、 <input type="checkbox"/> 地籍調査資料、 <input type="checkbox"/> 権利関係資料、 <input type="checkbox"/> 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 <input type="checkbox"/> 事前復興計画、 <input type="checkbox"/> 都市計画マスタープラン、 <input type="checkbox"/> 地域防災計画
その他	市町村災害対策本部に、第一次建築制限に係る情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	指針のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 3日以内 ( / )	災害対策本部等から被災情報等の収集	P9~14	/	/
【県・市町村】 報告・連絡	2	発災後 7日以内 ( / )	都市計画審議会委員の安全確認、 都市計画審議会の開催準備	P74	/	/
【市町村】 情報収集	3	発災後 16日以内 ( / )	被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査	P15~18	/	/
【市町村】 情報収集	4	発災後 18日以内 ( / )	現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、 家屋被害概況図の作成	P18~21	/	/
【市町村】 意志決定	5	発災後 20日以内 ( / )	復興地区区分の検討	P19、P22~23	/	/
【県・市町村】 報告・連絡	6	発災後 21日以内 ( / )	第一次建築制限区域(案)の申出、 第一次建築制限の連絡調整	P24~29	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 1カ月以内 ( / )	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	P129~130	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	8	発災後 1カ月以内 ( / )	都市復興基本方針の策定・公表 (高知県復興方針の一部を構成)	P30~33	/	/
【県】 意志決定	9	発災後 1カ月以内 ( / )	第一次建築制限区域の指定	P34~44	/	/
その他	応急仮設住宅供給計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)
PC <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) →ロプリンターへの接続コードあり <input type="checkbox"/> データを共有HDD有り →データのバックアップ有り (保管場所: )
OA機器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 →口様式を紙で保管 (保管場所: ) <input type="checkbox"/> 手書きで対応 →口様式を紙で保管 (保管場所: )
電話 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所: )
FAX <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所: ) <input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)



高知県土木部都市計画課  
 TEL:088-823-9846(計画担当直通)、[72-9846:防災行政無線]  
 FAX:088-823-9349、[72-9349:防災行政無線]  
 MAIL:171701@ken.pref.kochi.lg.jp

**県・市町村職員行動手順票(発災後2カ月以内)** 市町村名                     

発災日時	名称	被災の概要
平成 年 月 日 ( ) 時 分		

特定行政庁(県)の場合

<b>第二次建築制限</b> [または災害危険区域による制限]	発災後2カ月以内に、被災市街地復興特別措置法に基づく建築行為等の制限(または建築基準法第39条に基づく建築行為等の制限)、復興計画(骨子案)の策定を行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	<input type="checkbox"/> 密集市街地カルテ、 <input type="checkbox"/> 基盤整備状況の資料、 <input type="checkbox"/> 地籍調査資料、 <input type="checkbox"/> 権利関係資料、 <input type="checkbox"/> 都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 <input type="checkbox"/> 事前復興計画、 <input type="checkbox"/> 都市計画マスタープラン、 <input type="checkbox"/> 地域防災計画、 <input type="checkbox"/> 説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、 <input type="checkbox"/> 災害危険区域の条例、 <input type="checkbox"/> (現地目視調査票)、 <input type="checkbox"/> (家屋被害概況図)、 <input type="checkbox"/> (復興地区区分の検討資料)、 <input type="checkbox"/> (都市復興基本方針)、 <input type="checkbox"/> (第一次建築制限区域) ※ ( ) : 発災後の資料
その他	市町村災害対策本部に、第二次建築制限(または災害危険区域による制限)の情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	指針のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 40日以内 ( / )	住家の被害認定調査、現地目視調査[詳細]	P45~55	/	/
【市町村】 情報収集	2	発災後 40日以内 ( / )	現地目視調査[詳細]票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成	P18、P21、P55	/	/
【市町村】 意志決定	3	発災後 40日以内 ( / )	復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択	P22~23、P56	/	/
【県・市町村】 意志決定、報告・連絡	4	発災後 40日以内 ( / )	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議	P70~71	/	/
【市町村】 意志決定、報告・連絡	5	発災後 2カ月以内 ( / )	復興計画(骨子案)の策定	P57~67	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	6	発災後 2カ月以内 ( / )	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	P129~130	/	/
【県】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 2カ月以内 ( / )	都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表	P57~67	/	/
【市町村】 意志決定	8	発災後 2カ月以内 ( / )	第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定	P68~80	/	/
【市町村】 意志決定	9	発災後 2カ月以内 ( / )	災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)	P81~88	/	/
その他	災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)
PC <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) → <input type="checkbox"/> プリンターへの接続コードあり <input type="checkbox"/> データを共有HDD有り → <input type="checkbox"/> データのバックアップ有り (保管場所: )
OA機器 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所: ) <input type="checkbox"/> 手書きで対応 → <input type="checkbox"/> 様式を紙で保管 (保管場所: )
電話 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所: )
FAX <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所: )
	<input type="checkbox"/> 防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)

高知県土木部都市計画課  
 TEL: 088-823-9846(計画担当直通)、[72-9846:防災行政無線]  
 FAX: 088-823-9349、[72-9349:防災行政無線]  
 MAIL: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

**県・市町村職員行動手順票(発災後6カ月を目途)** 市町村名

発災日時	名称	被災の概要
平成 年 月 日 ( ) 時 分		

特定行政庁(県)の場合

<b>地区の復興まちづくり計画(≡市町村復興計画)</b>	発災後6カ月を目途に、地区別復興手法を踏まえ、住民等との合意形成を図りながら、地区の復興まちづくり計画の策定を行う。
関係部署	市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部関係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など)
準備すべき資料	□密集市街地カルテ、□基盤整備状況の資料、□地籍調査資料、□権利関係資料、 □都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、 □事前復興計画、□都市計画マスタープラン、□地域防災計画、 □説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、□災害危険区域の条例、 (□地区別復興手法に関する資料)、(□都市復興基本計画(骨子案))、(□復興計画(骨子案))、 (□被災市街地復興推進地域に関する資料)、(□災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定) に関する資料) ※ ( ) : 発災後の資料
その他	地区の復興まちづくり計画の策定は、市町村復興計画と同時並行で行う。

【役割区分】 業務区分	復興手順				チェック欄	
	NO	期限	作業内容	指針のページ数	開始日	終了日
【市町村】 情報収集	1	発災後 70日以内 ( / )	地区別の復興手法、復興スケジュールの策定	P56、P89～96	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【市町村】 合意形成	2	発災後 6カ月を目途 ( / )	住民等との合意形成(現在位置による復興)	P99～102	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【市町村】 合意形成	3	発災後 6カ月を目途 ( / )	住民等との合意形成(移転による復興)	P99～102	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【市町村】 意志決定、報告・連絡	4	発災後 6カ月を目途 ( / )	地区の復興まちづくり計画の策定 (市町村復興計画の一部を構成)	P95～103	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【県・市町村】 意志決定、報告・連絡	5	発災後 6カ月を目途 ( / )	復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議	P71、P105	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【県】 意志決定、報告・連絡	6	発災後 6カ月を目途 ( / )	高知県復興都市計画連絡調整会議の設置	P129～130	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【県】 意志決定、報告・連絡	7	発災後 6カ月を目途 ( / )	都市復興基本計画の策定・公表 (高知県復興計画の一部を構成)	P98	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【市町村】 意志決定、報告・連絡	8	発災後 6カ月を目途 ( / )	復興都市計画事業の都市計画決定	P105	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
【市町村】 意志決定、報告・連絡	9	発災後 6カ月を目途 ( / )	防災集団移転促進事業計画の作成	P114～115	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他	災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。					

業務に必要な機器(有無をチェック)	必要な資源が使用できない場合の代替対応策(該当するものを全てにチェック)	
PC <input type="checkbox"/>	□	□非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) → □プリンターへの接続コードあり □データを共有HDD有り → □データのバックアップ有り (保管場所: )
OA機器 <input type="checkbox"/>	□	□手書きで対応 → □様式を紙で保管 (保管場所: ) □手書きで対応 → □様式を紙で保管 (保管場所: )
電話 <input type="checkbox"/>	□	□災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用 (設置場所: )
FAX <input type="checkbox"/>	□	□災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用 (設置場所: ) □防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能。)

### （３）高知県復興都市計画連絡調整会議

県（都市計画課）は、発災直後より土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」を設置する。

復興都市計画連絡調整会議の設置にあたっては、次項の設置要綱（案）に沿って行うものとする。

復興都市計画連絡調整会議の関わりは、以下に示すとおりである。特に、第一次建築制限区域（県決定）、第二次建築制限区域（市町村決定）においては、「一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点」「都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点」からの協議を行う。

表 5－3 復興都市計画連絡調整会議の主な所掌事務

NO	内容	章	頁
1	高知県都市復興基本方針の策定	第 2 章(4)	P30
2	建築基準法第 84 条の指定	第 2 章(5)	P34
3	高知県都市復興基本計画（骨子案）の策定	第 3 章(2)	P57
4	被災市街地復興推進地域の都市計画決定	第 3 章(3)	P68
5	高知県都市復興基本計画の策定	第 4 章(1)②	P98
6	地区の復興まちづくり計画の策定	第 4 章(1)④	P103

#### 都市計画法

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 【高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱（案）】

### 高知県復興都市計画連絡調整会議設置要綱

#### （設置）

第 1 条 南海トラフ地震等の大震災発生後、本県の被災市街地における迅速な都市の復興のため、関係法令に基づき震災復興都市計画の決定手続き等の事務を円滑に推進するため、高知県復興都市計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第 2 条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）被災市街地における建築制限に関すること。
- （2）高知県都市復興基本方針及び復興基本計画の策定と公表に関すること。
- （3）震災復興都市計画の決定手続きに関すること。
- （4）被災市町村における都市の復興に関すること。
- （5）その他連絡調整会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### （構成）

第 3 条 連絡調整会議は、次に掲げる土木部の課長（以下「会員」という。）により構成する。

- （1）都市計画課
- （2）建築指導課
- （3）住宅課
- （4）公園下水道課
- （5）土木企画課

#### （会長）

第 4 条 連絡調整会議には会長を置き、都市計画課長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡調整会議を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、関係各課長がその職務を代理する。
- 4 前項の職務を代理する者の優先順位は、前条に掲げた課名順とする。

#### （会議）

第 5 条 連絡調整会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会員以外の関係者を出席させ、資料の提出、意見及び説明その他の協力を求めることができる。

#### （会員の代理）

第 6 条 会員に事故があるとき又は会員が欠けたときは、職務を代理する者が会議に出席し、その職務を代理する。

- 2 会員の代理者は会長となることができない。ただし会長となるべき者がいない場合はこの限りではない。

#### （庶務）

第 7 条 連絡調整会議の庶務は、関係各課の協力を得て都市計画課において処理する。

#### （雑則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関し必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## （４）その他（参考文献等）

### ①様々な事業の組合せによる復興まちづくり

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定においては、様々な事業の組合せを積極的に検討することが重要である。

東日本大震災では、著しい被害を受けた地域の速やかな復興のために、被災した地方公共団体が自らの復興プランの下で進める地域づくりを財政面で支援することを目的に復興交付金制度が創設された。

復興交付金の活用により、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興まちづくりを、一つの計画の提出により一括で支援を受けることができる。また、基幹事業や効果促進事業の全ての地方負担の手当て、基金による執行の弾力化に活用できるなど、既存の交付金の枠を超えた極めて柔軟な制度である。

### 【東日本大震災における復興交付金（基幹事業 5 省 40 事業）】

番号	事業名	番号	事業名
<b>文部科学省</b>		D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-4	災害公営住宅整備事業等 (災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得達成等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-5	災害公営住宅家賃低減事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
<b>厚生労働省</b>		D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-1	医療施設耐震化事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
B-2	介護施設復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
<b>農林水産省</b>		D-11	優良建築物等整備事業
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤案上げ、生活基盤整備等)	D-16	市街地再開発事業
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地案上げ、排水対策等)	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
<b>国土交通省</b>		D-21	下水道事業
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)	D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		<b>環境省</b>	
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

出典：復興庁「東日本大震災復興交付金 基幹事業概要」

市町村は、地区の復興まちづくり計画の策定（現在位置 or 移転による復興）においては、復興のための特例措置（想定）の活用とともに、様々な事業を組み合わせることで実施することにより、より効果的かつ効率的に被災地の復興を実現できる場合があるので、これら事業との組合せを積極的に検討することが重要である。

## ②都市計画区域外における復興まちづくり

都市計画区域外の地域で復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となる。

第一次建築制限及び第二次建築制限（被災市街地復興推進地域の都市計画決定）は、都市計画事業（被災市街地土地区画整理事業など）による復興を前提に指定する。

都市計画区域外において復興都市計画事業を実施するためには、新たに都市計画区域の指定が必要となるが、指定要件から被災前の指定は困難な場合が多い。

このため、特に津波による甚大な被害が想定される沿岸各地域で、市町村が復興まちづくり計画を策定する際には、都市計画区域に関する手続きや事例を確認・把握することが、「事前の準備」として重要となる。

新たに都市計画区域を指定（想定）した復興まちづくり計画（案）の策定を検討する場合、本指針は県内全 34 市町村が対象となる。なお、新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー（P135 参照）を示す。

阪神・淡路大震災では、土地区画整理事業による復興を図るため、新たに都市計画区域を指定し、復興まちづくりを進めた事例がある。

### 【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その 1】

#### ■兵庫県 北淡町（富島地区）：阪神・淡路大震災

北淡町では、縦貫道路の開通などにより今後都市化の進展が予想されるため、震災半年前の平成 6 年夏ごろから「都市計画区域」の指定（町の大半を非線引きによる都市計画区域に指定）の必要性が町広報誌などを通じて住民に示されていた。

阪神・淡路大震災後は震災前に行政側が描いていたシナリオをベースに、以下のように土地区画整理事業が進められた。しかし、漁村型集落の空間形態を色濃く残す地区であり、集落の基本構造と関係なく、都市計画道路や区画道路が計画されたこともあって、事業計画をめぐり地区内での対立が続く結果となった。

平成 7 年 1 月 17 日	阪神・淡路大震災
平成 7 年 2 月 7 日	都市計画区域の指定
平成 7 年 2 月 9 日	建築基準法第 84 条に基づく建築制限の指定
平成 7 年 2 月 28 日～3 月 13 日	土地区画整理事業に関する都市計画案の縦覧
平成 7 年 3 月 17 日	土地区画整理事業の都市計画決定 （被災市街地復興推進地域）
平成 8 年 11 月 6 日	土地区画整理事業の事業計画の決定
平成 20 年 8 月 10 日	土地区画整理事業の事業終了（地元式典）

東日本大震災における都市計画区域外の被災市町村での復興まちづくり事業（復興計画）では、農林水産省所管の事業メニューを活用（漁業集落防災機能強化事業・農山漁村地域復興基盤整備事業）している事例が多いが、都市計画区域の変更（編入）により、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を組み合わせ一体的な復興まちづくりを実施している事例がある。

### 【復興まちづくりのために都市計画区域を指定した事例 その2】

#### ■岩手県 宮古市（田老地区）：東日本大震災

田老地区では、「万里の長城」と呼ばれた防潮堤の決壊など地区の壊滅的な被害を受け、倒壊した防潮堤の復旧とともに、防災集団移転促進事業の実施により、被災した住宅の高台住宅団地への集団移転を図るとともに、浸水被害にあった市街地においては、土地区画整理事業の実施により、道路、公園等の整備や宅盤の一部嵩上げ、住宅用地、産業用地等の土地利用の集約化を行う計画となっている。

平成23年3月11日	東日本大震災
平成23年 7 月	復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査
平成23年10月～	田老地区復興まちづくり検討会
平成24年 1 月	防災集団移転促進事業の大臣同意
平成25年 1 月15日～29日	復興まちづくりに関する都市計画案の縦覧 （宮古都市計画区域の変更（田老地区の編入））
平成25年 3 月	土地区画整理事業の都市計画決定 （被災市街地復興推進地域）
平成25年 5 月	土地区画整理事業の事業計画の決定

市町村は、大規模災害からの復興に関する法律第 10 条（P31、P64 参照）に基づく復興計画を高知県と共同作成する場合は、同法第 12 条（P72 参照）に基づき、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、同法第 11 条に基づく復興協議会における協議を活用（ワンストップ処理）することができる。

県（都市計画課）は、都市計画区域の指定又は変更のための関係者の協議・同意等については、原案を土木部関係各課で構成する「高知県復興都市計画連絡調整会議」に諮るものとする。

## 都市計画法

## (都市計画区域)

第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

3 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することによつて行なう。

6 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

## 都市計画法施行

## (都市計画区域に係る町村の要件)

第二条 法第五条第一項（同条第六項 において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の五十パーセント以上であること。

二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。

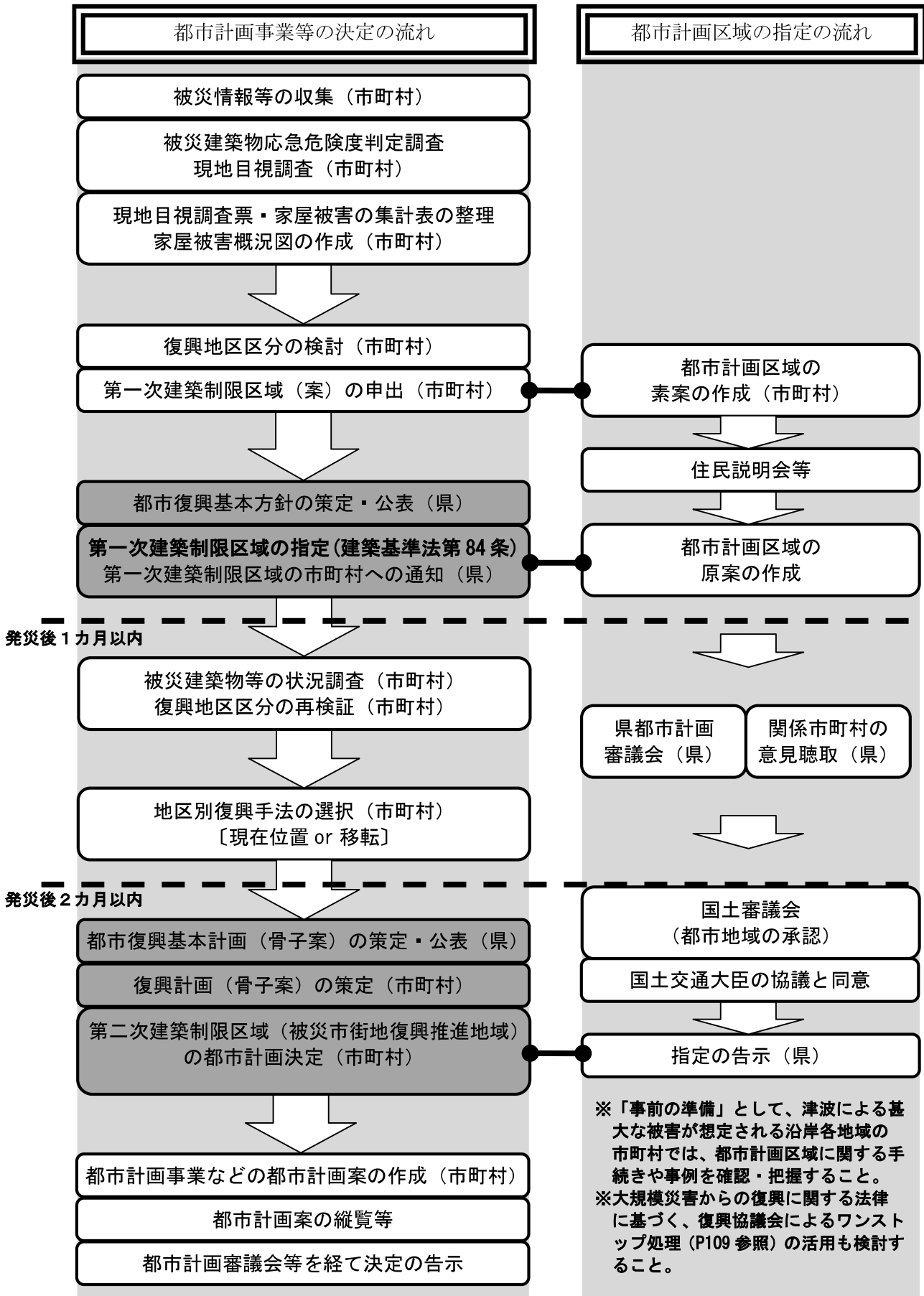
三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。

四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。

五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。



【新たに都市計画区域を指定する必要がある場合の手続きフロー】



## 高知県震災復興都市計画指針検討会議の経緯

年月日	検討会議・WG等	検討事項
平成26年10月15日	検討会議(第1回)	規約、指針【手続き編】策定スケジュール
平成26年10月28日	WG(第1回)	「第1章 指針【手続き編】の概要」
平成26年11月17日	WG(第2回)	「第2章 第一次建築制限」まで
平成26年12月25日	WG(第3回)	「第3章 第二次建築制限」まで
平成27年1月21日	WG(第4回)	「第4章 地区の復興まちづくり」まで
平成27年2月6日	検討会議(第2回)	指針【手続き編】中間とりまとめ
平成27年2月17日	WG(第5回)	「第5章 県・市町村職員行動手順」まで
平成27年3月3日	市町村説明会	指針【手続き編】の意見照会
平成27年3月23日	検討会議(第3回)	指針【手続き編】最終とりまとめ
平成27年3月31日	-	指針【手続き編】(案)のHP公表
平成27年6月16日	検討会議(第4回)	規約改正、指針【計画編】策定スケジュール
平成27年6月24日	WG(第6回)	「第1章 指針【計画編】の概要」
平成27年7月23日	WG(第7回)	「第2章 事前復興計画」まで
平成27年8月19日	WG(第8回)	「第3章 地区の復興まちづくり計画」まで
平成27年9月16日	WG(第9回)	「第3章 地区の復興まちづくり計画」まで
平成27年10月20日	検討会議(第5回)	指針【計画編】中間とりまとめ、 全体模擬訓練
平成27年11月18日 ～ 19日	全体模擬訓練	20市町合同訓練・意見交換
平成28年1月27日	WG(第10回)	「第5章 参考文献」まで
平成28年2月19日	検討会議(第6回)	指針【計画編】最終とりまとめ
平成28年3月31日	-	指針【計画編】のHP公表 (指針【手続き編】見直し含む)

## 高知県震災復興都市計画指針検討会議 規約

### （目的）

第 1 条 南海トラフ地震等の大震災発生後、都市計画区域内における都市の迅速な復興のため、東日本大震災における都市の復興状況や手続きにおける課題等を踏まえ、本県の都市の復興体制の強化及び対応力の向上を図ることを目的とする。

### （内容）

第 2 条 検討会議の内容は、以下のとおりとする。

- （1）「高知県震災復興都市計画指針」の策定及び公表
- （2）「高知県震災復興都市計画指針」に基づいた「事前復興」の取組推進
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### （構成）

第 3 条 検討会議は、別表 1 に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 検討会議には座長を置き、土木部土木技術監の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を統括する。

### （会議の開催）

第 4 条 検討会議は、必要に応じ座長がこれを招集する。

- 2 座長は、必要に応じて検討会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

### （ワーキンググループ）

第 5 条 検討会議に、第 2 条に掲げる任務を効率的に遂行させるため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 2 WGは、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 WGに、グループリーダーを置き、土木部都市計画課チーフ（計画担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 リーダーは、WGを代表し、会務を統括する。また、必要に応じてWGに関係者を出席させることができる。

### （事務局）

第 6 条 検討会議の事務局は、高知県土木部都市計画課に置く。

### （その他）

第 7 条 本規約によらない場合は、検討会議において座長が定める。

### 附則

この規約は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

### 附則

この規約は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

## 別表 1（第 3 条関係）

## 「高知県震災復興都市計画指針」検討会議 構成委員

役 職
(座長) 土木部土木技術監
土木企画課長
用地対策課長
住宅課長
建築指導課長
(オブザーバー) 危機管理部危機管理・防災課長
(オブザーバー) 危機管理部南海トラフ地震対策課長
(オブザーバー) 農業振興部農地・担い手対策課長
(オブザーバー) 林業振興・環境部治山林道課長

(事務局) 土木部都市計画課長

## 別表 2（第 5 条関係）

## 「高知県震災復興都市計画指針」検討会議 WG

役 職
土木部土木企画課チーフ（企画担当）
用地対策課チーフ（計画調整担当）
防災砂防課主任（市町村防災推進担当）
公園下水道課チーフ（公園緑地担当）
住宅課チーフ（企画担当）
建築指導課チーフ（指導担当）
都市計画課チーフ（開発指導担当）
都市計画課チーフ（計画担当）※WG長
都市計画課主任（市町村調整担当）
(オブザーバー) 危機管理部危機管理・防災課チーフ（防災担当）
(オブザーバー) 危機管理部南海トラフ地震対策課チーフ（企画調整担当）
(オブザーバー) 農業振興部農地・担い手対策課チーフ（農地調整担当）
(オブザーバー) 林業振興・環境部治山林道課チーフ（林地保全担当）
(オブザーバー) 林業振興・環境部環境共生課チーフ（自然公園担当）
(オブザーバー) 教育委員会文化財課チーフ（埋蔵文化財担当）

(事務局) 土木部都市計画課

高知県震災復興都市計画指針【手続き編】  
平成28年3月

編 著 高知県震災復興都市計画指針検討会議

高知県 土木部 都市計画課（本庁舎6階）  
住所：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
電話： 088-823-9846（計画担当直通）  
ファックス： 088-823-9349  
メール： 171701@ken.pref.kochi.lg.jp